

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

健康部 生活衛生課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第14号 飼い主のいない猫の為にシェルター設置に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 江東区営の飼い主のいない猫のためのシェルターを設置するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月16日	1 審査経過 令和5年6月15日 令和5年10月11日 令和5年12月13日 令和6年3月8日 令和6年6月18日 令和6年10月8日 令和6年12月4日 令和7年3月10日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 動物の飼育は「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護管理法）において所有者の終生飼養が定められている。区としては法の趣旨に則り、区報やホームページ、窓口でのチラシの配布等を通じて、飼い主に動物の特性を理解し、命を終えるまで責任をもって飼うことや、不測の事態に備え、協力者を事前に準備するなど、意識啓発に努めることで、飼い主のいない猫が発生しないよう、未然防止の取り組みを進めている。また、令和6年度から開始した動物の相談支援体制整備事業は3団体の参加のもと、猫の譲渡会の開催費用や譲渡にかかる手術・検査費用の助成を行っている。（令和7年3月現在、猫の譲渡会の開催費用について20件、譲渡にかかる手術・検査費用について86件の申請を受理し、助成の手続きを進めている。）	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

障害福祉部 障害者施策課
障害福祉部 障害者支援課
健康部 健康推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 16 号の 2 化学物質過敏症や電磁波過敏症、および感覚過敏（LED等の強い光や香料などのにおい、工事や車等の大きな音）の障害者支援に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 標記障害に対応できる自然環境のよい場所に入所施設を建設し、障害者支援を整備すること。 (2) 保健所・教育関係機関・医療機関・放課後支援機関などのこどもが過ごす機関、障害者施設、高齢者施設、区役所や図書館等の公共施設にポスターやリーフレットを配布することを前提とした各担当課を含めた調査や勉強会を開くこと。	1 審査経過 令和 5 年 6 月 15 日 令和 5 年 10 月 11 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 令和 6 年 6 月 18 日 令和 6 年 10 月 8 日 令和 6 年 12 月 4 日 令和 7 年 3 月 10 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1) 障害者入所施設では、入浴や排せつ、食事等の介護、その他必要な日常生活支援のための障害福祉サービスを行っていることから、化学物質過敏症などに対応できる施設を整備することは困難であると考え。障害者への支援については、本人の状況や生活上の困りごとに応じて既存のサービス等の利用を案内している。 (2) 化学物質過敏症は、未解明の部分が多い症状であり、科学的知見に基づく実態解明が進んでいないことを考えると、ポスター等の配布を前提とした勉強会の開催は、現状では難しいものとする。 (3) 国民生活センターや東京都、江東区のホームページで香りへの配慮やシックハウス症候群等の啓発を行っている。また、消費者庁が作成した香りの排除に関する啓発ポスターについて、区のホームページにリンクを貼るとともに、保健所及び保健相談所に配架している。区民から情報提供を求められた際には、各ホームページなどを案内しながら対応していく。	5 陳情第 16 号の 1 趣旨 (3) は企画総務委員会付託

(4)化学物質や電磁波など脳を刺激する強い光や音、においなどによる健康被害に対する予防と使用の禁止など、標記障害がある方の体調への配慮やこどもへの健康被害の予防を含めた注意喚起や啓発を行うこと。 (5)標記障害に対応できる医療や療養環境、行政対応や障害への理解を整備すること。 (6)標記障害について、区報に掲載し、障害への理解や啓発活動を行うこと。 (7)上記趣旨1、2及び4から6について、当事者との協議のもとで推進すること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月17日	(4)化学物質過敏症などは、症状を示すものであり、それ自体が障害ではないことから、障害分野での対応は難しいものとする。その上で、障害全般に係る行政対応や障害への理解については、これまでどおり窓口や電話対応において、利用者の満足度向上に向け取り組んでいくとともに、引き続き、区報やホームページにおいて理解促進に努めていく。	
--	---	--

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

障害福祉部 障害者施策課
 障害福祉部 障害者支援課
 生活支援部 保護第二課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 17 号 障害者支援と障害者の立場や生活水準の改善を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1)非課税世帯や年金生活者などの低所得世帯への地域手当（目安として月額 5 万～10 万円）を支給すること。 (2)障害者差別解消法に基づき、区や病院、保健所や警察署、学校、区内事業者、区民等において、障害者を尊重し、個々の求めに応じた配慮の提供や障壁となる制度の撤廃に応じる義務を積極的に推進、啓発し、障害者一人ひとりの個別の事情に合わせた対応をすること。また、障害者や低所得世帯への支援業務を積極的に行うこと。	1 審査経過 令和 5 年 6 月 15 日 令和 5 年 10 月 11 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 令和 6 年 6 月 18 日 令和 6 年 10 月 8 日 令和 6 年 12 月 4 日 令和 7 年 3 月 10 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1)低所得世帯を対象とした支援については、各世帯の実情に合った支援計画を策定し、必要なサービスの提供につなげる「自立相談支援事業」の実施により、区民に寄り添った効果的な支援を続けていく。 (2)本区においては「江東区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、来庁者等に対して合理的配慮の提供に努めている。また、障害者施策課において、障害を理由とする差別に関する相談窓口を設けている。合理的配慮について相談があった案件において、事業者の対応が適切な対応ではないと考えられる場合には、合理的配慮の提供は義務であることに加え、その提供方法は 1 つではなく、「建設的対話」を通じて、代替措置の選択も含め柔軟に対応するよう事業者に対して説明を行っている。また、障害福祉サービスの利用に当たっては、1 割の自己負担が原則となっているものの、減免対象者が大半となっているほか、その他各種減免制度もあり、生活水準に応じた対応が図られている。	

(3) 障害者手帳や障害年金等の役所の申請に要する診断書代は、区が負担すること。 (4) 手帳の種別、等級にかかわらず、障害者の希望を尊重して、求めに応じて必要な配慮や支援を柔軟に提供すること。 (5) 上記1～4の対応については、当事者との協議のもとで推進すること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月17日	(3) 障害者手帳申請に要する診断書代については、生活保護受給者に対し6,090円を上限に助成しているほか、障害年金受給者については、精神障害者保健福祉手帳の申請に当たり、年金証書の写しで代用しているところであり、生活水準に応じた対応が図られている。また、障害年金申請に係る診断書代については、年金事務所で対応するものである。 (4) 障害福祉サービスについては、障害の種別・等級ではなく、障害特性や心身の状態に基づく障害支援区分、利用者の意向、介護者の状況などを総合的に勘案して適切なサービスを提供しており、利用者に最大限寄り添ったサービスを提供できている。	
--	--	--

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

障害福祉部 障害者支援課
健康部 健康推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 18 号 慢性疲労症候群、化学物質過敏症、電磁波過敏症の身体障害者支援と医療の整備、療養環境の提供、障害への理解のための区報での普及啓発、シェルター建設に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1)慢性疲労症候群や化学物質過敏症、電磁波過敏症について、身体障害者手帳の取得と身体障害者支援を受けられるようにすること。 (2)有害な化学物質と電磁波から身の安全を確保するため、スイス・チューリッヒのようなシェルターを公営で設置すること。 (3)医師会や区内病院、保健所等の関係部署と連携し、医療の提供や療養環境、障害者支援の整備を行うこと。	1 審査経過 令和5年6月15日 令和5年10月11日 令和5年12月13日 令和6年3月8日 令和6年6月18日 令和6年10月8日 令和6年12月4日 令和7年3月10日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1)身体障害者手帳については、身体障害者福祉法第15条による指定医が作成した診断書等を基に東京都において交付決定しており、慢性疲労症候群等の症状だけをもって手帳取得はできず、手帳所持を要件とした支援を受けることも制度上できない。 (2)シェルターの公営施設設置については、現状では考えていない。 (3)化学物質過敏症等については、科学的知見に基づく実態解明が進んでいないと認識しているが、症状のある方がいること、また、その症状も様々であることなどから、相談があった場合には、丁寧に状況を聞くなどし、適切な医療機関につなげていく。 (4)現状においても作成可能である。 (5)障害への理解については、引き続き、区報やホームページにおいて理解促進に努めていく。	

(4) 訪問診療で身体障害者手帳の申請のための診断書が作成できるようにすること。 (5) 区民に障害への理解が広まるよう区報に掲載し、人権擁護の観点からも普及啓発を行うこと。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月17日		
--	--	--

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

健康部 保健予防課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 19 号 ワクチン、医薬品副作用被害者への理解と救済、普及啓発に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 ワクチンや医薬品副作用被害に苦しめる方は国の救済制度で救済や支援ができていないため、区でも理解を示し、支援と救済をしてください。また、薬害に対し、区民が正しい知識をもてるように、普及啓発をお願いします。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月17日	1 審査経過 令和5年6月15日 令和5年10月11日 令和5年12月13日 令和6年3月8日 令和6年6月18日 令和6年10月8日 令和6年12月4日 令和7年3月10日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1) ワクチンや医薬品の副反応に対する制度として、予防接種法や医薬品医療機器総合機構法に基づく被害救済制度が存在しており、法に基づく制度が優先される。 (2) 区では被害救済制度に関してホームページで周知しているほか、ワクチン接種の際に送付する予診票にお知らせを同封して個別周知を行っている。	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

福祉部（社会福祉協議会総務課）

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第20号 化学物質過敏症、電磁波過敏症、慢性疲労症候群の障害者の安全な交通手段、生活環境、療養環境、支援体制の整備及び確保、障害への理解を求める為の啓発に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1)化学物質過敏症等の方が社会福祉協議会のハンディキャブを使い安全な交通手段が確保できるよう新車を用立て、専用の運転手を雇用すること。 (2)社会福祉協議会のハンディキャブ利用時のガソリン代、運転手代は区が負担すること。 (3)化学物質過敏症等の方の生活環境、療養環境の確保、支援の整備、啓発活動について、当事者と協議や研究、勉強会のをもうけ、支援の整備を推進すること。	1 審査経過 令和5年6月15日 令和5年10月11日 令和5年12月13日 令和6年3月8日 令和6年6月18日 令和6年10月8日 令和6年12月4日 令和7年3月10日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1)化学物質過敏症等については発症の仕組みが未解明であることなどから確実に安全にご利用いただく環境の整備が難しく、化学物質過敏症等の方向けに新車を確保することは困難と考える。また、運転手については江東区社会福祉協議会に登録している運転ボランティアがいるため、専用に雇用する予定はない。 (2)ガソリン代については最低限の利用者負担としているほか、運転手代については江東区社会福祉協議会に登録している運転ボランティアを活用した場合には不要となる。 (3)化学物質過敏症等の方の生活環境の確保等については、科学的な知見に基づく実態解明が進んでいないため、薬害の支援全般の整備も含め、現状では難しいと考えるが、症状がある方からの相談があった場合には、適切な医療機関につなげており、今後も継続していく。 (4)状況の変化や、市区町村等の他団体の動向を踏まえ検討していく。	

(4)化学物質過敏症等に関する記事を区報に掲載し、普及啓発すること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月17日		
--	--	--

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

障害福祉部 障害者施策課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 26 号の 1 新砂 3 丁目都有地や周辺の都有地に 特養ホームと障害者施設整備促進を 求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけ てください。 (1)新砂 3 丁目や周辺の都有地に障 害者施設を整備すること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 5 月 26 日	1 審査経過 令和 5 年 6 月 15 日 令和 5 年 10 月 11 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 令和 6 年 6 月 18 日 令和 6 年 10 月 8 日 令和 6 年 12 月 4 日 令和 7 年 3 月 10 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1)新砂 3 丁目の都有地について、東京都としては、現段階で具体的 な用途は決まっていないものの、今後利用する可能性があることから、 現時点で区に貸し出す予定はないとのことである。 また、こども発達支援センターについては、分室である扇橋セン ターの亀戸第二児童館跡地への移転に伴う工事、また、塩浜福祉プラ ザの大規模改修工事に合わせ、定員増を図っていく。	5 陳情第 26 号の 2 趣旨 (2) は医療・介護・高齢者支援 特別委員会付託

継続審査中の請願・陳情について (厚生委員会)

こども未来部 こども家庭支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 29 号 「児童館に関する運営方針の改定」を見直し、児童館の縮小・廃止をしないよう求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1)子ども家庭支援センターと隣接する児童館を廃止しないこと。 (2)児童館縮小計画を再考し、こどもたちの居場所として機能するよう、こどもや地域住民、区民の意見を十分に汲み取ること。 (3)児童館・子ども家庭支援センターそれぞれが児童福祉としての役割を発揮できるように縮小・廃止ではなく拡充すること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 5 月 29 日	1 審査経過 令和 5 年 6 月 15 日 令和 5 年 10 月 11 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 令和 6 年 6 月 18 日 令和 6 年 10 月 8 日 令和 6 年 12 月 4 日 令和 7 年 3 月 10 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 「児童館に関する運営方針」は、行財政改革計画に基づく取り組みとして、限られた行財政資源を効率的・効果的に活用することを踏まえて令和 3 年 2 月に改正し、その後の社会状況の変化を踏まえ、令和 7 年 3 月に再度改正を行った。 今後も引き続き本方針に則って、乳幼児から小学生、中高生世代までの切れ目のない支援を目指し、こどもの居場所としての児童館運営に取り組んでいく。	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 保育政策課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 37 号の 1 給食への有機食材導入に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 以下の事項について、区に働きかけてください。 （1）保育園における給食への有機食材導入を区の重点取組項目に据え、具体的な数値目標を立てる。 （2）趣旨 1 の実現に向けた検討部隊を設置し、また、その下に公募区民を交えた審議会を設置すること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 5 月 29 日	1 審査経過 令和 5 年 6 月 15 日 令和 5 年 10 月 11 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 令和 6 年 6 月 18 日 令和 6 年 10 月 8 日 令和 6 年 12 月 4 日 令和 7 年 3 月 10 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 給食には新鮮で安全な食材を使用することが望ましいが、有機食材は安定供給や価格面で課題がある。 令和 5 年度の実態調査では、一部の保育所で有機食材が使用されていたが、発注時に指定していない、入手できるときに使う程度、一般に公表できるほど使用していない、公表は運営法人の判断であり園単独では判断できないなどの声があった。 令和 6 年度には、区立保育園で有機栽培米を使用した補食を提供したが、以下の課題が浮き彫りになった。 （1）有機食材を安定して取り扱える事業者が少ない。 （2）供給が不安定で調達の可否が不透明。 （3）調達価格が通常の食材の 2 倍以上で、財政負担が大きい。 これらの点を踏まえ、当陳情への対応は慎重に検討する必要がある。 有機食材の有効性について、エビデンスは明らかになっていない。	5 陳情第 37 号の 2 趣旨 (3) (4) は文教委員会付託

継続審査中の請願・陳情について (厚生委員会)

こども未来部こども家庭支援課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 45 号 子どもたちが活発に遊べる空間をもつ全天候型施設の江東区児童会館と有明児童館の新設を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 区内に用地を求め、新たに児童会館の建設を計画すること。 (2) 新設の児童会館は、乳幼児から青少年までの幅広い年齢層が目的別に利用できるようにすること。 (3) 新設の児童会館は、屋内運動場を有し、フロアを様々な活用できる大型児童交流施設とすること。 (4) 新設の児童会館は、児童は原則利用料無料とし、活動内容を吟味した児童福祉施設とすること。	1 審査経過 令和 5 年 6 月 15 日 令和 5 年 10 月 11 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 令和 6 年 6 月 18 日 令和 6 年 10 月 8 日 令和 6 年 12 月 4 日 令和 7 年 3 月 10 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 住吉の児童会館は平成 30 年度に閉館し、現在は、住吉子ども家庭支援センターとこども図書館を合築した複合施設「こどもプラザ」として令和 4 年度にオープンした。 区内に児童会館及び児童館を新たに整備するという計画はないが、「児童館に関する運営方針」に基づき、乳幼児から小学生、中高生世代までの切れ目のない支援に取り組んでいく。	

(5)新設の児童会館は、子どもの権利条約第31条の子どもの余暇活動の権利理念に基づくものとする。 (6)新設の児童会館は、区民参加で計画立案すること。 (7)有明地域に児童館を設置すること。 (8)地域児童館は幅広い利用者層が使えるよう、施設や予算、人員を充実させること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月30日		
--	--	--

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

障害福祉部 障害者支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 56 号の 1 障害者や高齢者の家族が直接専属ヘルパーを雇用契約できる専属ヘルパー制度を設けることを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 重度訪問介護認定を受けた障害者、認定を受けていなくても支援や介護を要する障害者が直接ヘルパーを雇用契約できる制度を設けること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 6 月 7 日	1 審査経過 令和 5 年 10 月 11 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 令和 6 年 6 月 18 日 令和 6 年 10 月 8 日 令和 6 年 12 月 4 日 令和 7 年 3 月 10 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下の通りである。 重度訪問介護などのヘルパー派遣については、障害者総合支援法の枠組みの中で、東京都より指定された事業所による管理指導の下、利用者の安全性確保や個別具体的な対応を含め、適正なサービスが提供されている。また、サービス提供が不適切な場合については、区から事業所へ指導を行っているほか、他の事業所への変更も可能なため、新しいヘルパー制度を設ける考えはない。	5 陳情第 56 号の 2 趣旨(2)は医療・介護・高齢者支援特別委員会付託

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

健康部 生活衛生課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第73号 区内に今後新設される民営火葬場の火葬料金を届け出制として適正管理することを区に求めるとともに、区外既存の民営火葬場に関して同様な法整備を求める意見書を都や国に提出することを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、趣旨1については区に働きかけ、趣旨2については記載の内容とする意見書を都及び国に提出してください。 (1)今後区内に新設される民営火葬場の火葬料金を届け出制とし、区として火葬場運営や火葬料金を適正化すること (2)区民が現在利用している区外既存の民営火葬場に関して、趣旨1と同様の法整備を行うこと 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年8月23日	1 審査経過 令和5年10月11日 令和5年12月13日 令和6年3月8日 令和6年6月18日 令和6年10月8日 令和6年12月4日 令和7年3月10日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1)火葬場の経営主体は、永続性や非営利性を確保するため、国の通知を踏まえ、区の条例及び規則により、地方公共団体か本区に事務所を置いて7年以上経過している宗教法人、公益法人に限るとしている。そのため、区内に陳情の内容にある株式会社の民営火葬場が新設されることはない。 (2)民営火葬場の火葬料金については、「墓地、埋葬等に関する法律」をはじめ、現行の法制度では定められておらず、届出制とするなどの対応は困難である。 (3)令和6年8月26日付にて、特別区長会から厚生労働大臣に火葬場の経営に関する緊急要望が行われ、その中で、収支の透明性や非営利性の確保の法定化が要請された。 (4)陳情の理由にある民間事業者による火葬場経営が利益追求の手段となっている旨を受け、所管区による確認の結果、公益目的に反する行為が認められないことが確認されたので、区長会に報告するとともに、事業者には引き続き適正な火葬場の経営・管理を要望した。	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

福祉部（社会福祉協議会総務課）

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 80 号 日常生活自立支援事業を生活保護受給者が利用可能とすることを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 江東区権利擁護センター「あんしん江東」で実施している日常生活自立支援事業に関して、生活保護受給者が利用可能となるよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 9 月 7 日	1 審査経過 令和 5 年 10 月 11 日 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 令和 6 年 6 月 18 日 令和 6 年 10 月 8 日 令和 6 年 12 月 4 日 令和 7 年 3 月 10 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1)江東区社会福祉協議会では、東京都社会福祉協議会からの受託事業として、判断能力が不十分な方に対して福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業を実施している。 (2)金銭を適切に管理できず生活に支障をきたしている生活保護受給者に対しては、令和 7 年度より、区保護第一課及び保護第二課において、生活費の分割支給や公共料金の支払代行、通帳類の預かり、家計簿の作成支援等を行う被保護者金銭管理支援事業を実施しており、令和 7 年 6 月からの個別支援開始に向け準備を進めている。	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 保育政策課
こども未来部 保育支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第92号 保育士配置の最低基準の引き上げと国民の負担増を伴わない保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める陳情 （同趣旨の陳情外4件 5 陳情第93号～同第96号） 2 請願・陳情の趣旨 国に対して、保育士配置の最低基準の引き上げと国民の負担増を伴わない保育予算の大幅な増額を求める意見書を提出するとともに、東京都、都議会に対して同様の事項の要望書・意見書の提出を求める意見書を提出してください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年9月12日	1 審査経過 令和5年10月11日 令和5年12月13日 令和6年3月8日 令和6年6月18日 令和6年10月8日 令和6年12月4日 令和7年3月10日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 令和5年12月11日に開催された国の会議において、令和6年度から、4・5歳児について、児童と保育士の割合を30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設けること、併せて最低基準の改正を行うことが示された。加えて経過措置として当面の間は従前の基準により運営することも妨げないとされた。 また、国は令和7年度当初予算では、1歳児の職員配置を改善した事業者に対して公定価格上の加算措置を行うとしている。 区としては、職員配置基準は国が適切に定めるべきものと認識しており、引き続き国の動向等を注視していく。	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 保育政策課
こども未来部 保育支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第98号 認可保育園の保育の質を確保するために保育所運営費に対し保育士の人件費比率を定める区のガイドラインの策定を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 以下の事項について、区に働きかけてください。 (1) 保育園職員の処遇改善を示す区独自のガイドラインを策定すること。 (2) 人件費比率が60%以下の保育園に対し、実態調査と改善を求める監査を実施すること。 (3) 保育園の民営化計画を中止すること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年9月12日	1 審査経過 令和5年10月11日 令和5年12月13日 令和6年3月8日 令和6年6月18日 令和6年10月8日 令和6年12月4日 令和7年3月10日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 趣旨1及び2については、保育所ごとに職員の年齢構成や経験年数などの状況が異なるため、人件費の割合のみをもって適否を判断することは困難と考えており、実態調査や改善を求める監査の実施、区独自のガイドラインを策定することについては、現時点では考えていない。 なお、保育士等の処遇については、引き続き、国の公定価格における処遇改善加算や都の保育士等キャリアアップ補助等により支援を図っていく。 趣旨3については、区では民営化により、保育運営の柔軟性や効率性が高まり、区立では実施していない保育サービスを提供するなど、保育の質の向上が図られるものと認識しており、今後も、区立保育園の民営化を進めていく。 なお、第三次民営化計画に基づく、今後の民営化予定園は亀高第二保育園である。	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

健康部 健康推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 102 号 潜在看護師を活用する意見書提出に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 パンデミックや自然災害に対応するため、潜在看護師を活用することを求める意見書を厚生労働省に提出してください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 10 月 13 日	1 審査経過 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 令和 6 年 6 月 18 日 令和 6 年 10 月 8 日 令和 6 年 12 月 4 日 令和 7 年 3 月 10 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 看護師の確保については、平成 4 年に制定された看護師等の人材確保の促進に関する法律に定める基本方針に基づき、国は看護師等の養成、処遇の改善、研修等による資質の向上、就業促進に取り組んでいる。 東京都においても、平成 5 年に開設した東京都ナースプラザにおいて、離職した看護師に対して看護師等の届出の受け付け、無料職業紹介や就業相談、復職支援、定着支援の研修などを行っている。また、新型コロナウイルス感染症に対応するために開設した東京都医療人材登録データベースによる人材確保策を実施しており、ナースプラザとも連携を図っているところである。令和 7 年度には、有事の際対応可能な看護職員の裾野を拡大するため、都独自に、潜在看護師等を対象にした登録制度を創設する。 国・都などによる施策実施により、コロナ禍においては全国で延べ 3 万人以上の潜在看護師が、新型コロナ関連業務に従事したとの公表がされているところである。	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

健康部 生活衛生課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 109 号の 2 区が区民に対して公営火葬サービスを提供していないことに関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、記載の内容を含む意見書を国及び都に提出してください。 (2)火葬場の運営や料金の適正化を図るため、火葬料金を届出制とする法整備をすること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 11 月 20 日	1 審査経過 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 令和 6 年 6 月 18 日 令和 6 年 10 月 8 日 令和 6 年 12 月 4 日 令和 7 年 3 月 10 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1)民営火葬場の火葬料金については、「墓地、埋葬等に関する法律」をはじめ、現行の法制度では定められておらず、届出制とするなどの対応は困難である。 (2)令和 6 年 8 月 26 日付にて、特別区長会から厚生労働大臣に火葬場の経営に関する緊急要望が行われ、その中で、収支の透明性や非営利性の確保の法定化が要請された。 (3)陳情の理由にある民間事業者による火葬場経営が利益追求の手段となっている旨を受け、所管区による確認の結果、公益目的に反する行為が認められないことが確認されたので、区長会に報告するとともに、事業者には引き続き適正な火葬場の経営・管理を要望した。	5 陳情第 109 号の 1 趣旨(1)は企画総務委員会付託

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 養育支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 111 号 江東区こどもプラザの拡充と安全対策の改善を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 以下の項目について陳情いたします。 (1)江東区こどもプラザ利用者が安心して利用できるように安全対策を講じること。 (2)廃止された江東区児童会館や亀戸第二児童館で実施していたあそびを通じた小中高生の居場所事業を継続すること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 11 月 20 日	1 審査経過 令和 5 年 12 月 13 日 令和 6 年 3 月 8 日 令和 6 年 6 月 18 日 令和 6 年 10 月 8 日 令和 6 年 12 月 4 日 令和 7 年 3 月 10 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1)4 階の多目的フロアにおいては、放課後に多くの児童生徒が利用する状況があり、安全確保のため見守りを行う職員を配置し対応している。また、利用目的（種目）ごとのエリア分けや利用人数・時間に上限を定め入替制とするなどのルール設定を通じて事故防止に取り組んでいる。引き続き、時間帯ごとの利用状況の把握ならびに利用者の安全確保に努めていく。 (2)旧児童会館・児童館で行っていた各種事業はこどもプラザ開設に伴い終了している。現在は、こどもプラザ運営事業者が独自の取り組みを行っていることから、従前の事業を引き継ぐ考えはないが、こどもプラザが小中高生にとって家庭や学校以外の第三の居場所となるよう利用者が安心して過ごせる、また気軽に相談ができる場づくりに取り組んでいる。	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

健康部 保健予防課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第3号 コミナティ筋注6ヶ月～4歳用における、有効性及び安全性を担保するための措置並びに予防接種被害申請数に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記事項を、区に働きかけて下さい (1) 国の特例承認で認可されたコミナティ筋注6ヶ月～4歳用における有効性及び安全性を担保する措置について、区民に分かりやすく説明すること (2) 新型コロナウイルスワクチン被害救済制度について、江東区の申請数と認定数を明らかにすること 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年1月18日	1 審査経過 令和6年3月8日 令和6年6月18日 令和6年10月8日 令和6年12月4日 令和7年3月10日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1) 当該ワクチンの添付文書の承認条件に、「臨床試験の成績が得られた際には、有効性及び安全性に係る情報について、医療従事者及び被接種者が容易に入手可能となるよう、国の情報発信に協力すること」と記載されている。区としては、必要な情報を区ホームページで掲載しているほか、最新の情報にアクセスできるよう厚生労働省のホームページへリンクを貼り、新たな情報について遅滞なく入手できる体制を整えている。 (2) 新型コロナウイルスワクチン接種に伴う健康被害救済制度では、ワクチン接種と健康被害の因果関係について、国の予防接種審査分科会で審議されているところである。全国の審議結果については厚生労働省、東京都の審議結果については東京都のホームページで閲覧可能となっており、本区の状況については厚生委員会において報告してきているところである。	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

健康部 保健予防課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第4号 パンデミック条約並びに国際保健規則の改定に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 WHO加盟国の間で令和6年5月に開催されるWHO総会において成立を目指しているパンデミック条約並びに国際保健規則について区民に分かりやすく説明するよう区に働きかけてください。また、情報開示を求める意見書を国に提出してください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年1月18日	1 審査経過 令和6年3月8日 令和6年6月18日 令和6年10月8日 令和6年12月4日 令和7年3月10日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1) 国際条約締結および規則改正については、WHO加盟国間における政府間交渉会議によって行われており、区は関わっておらず説明する立場にない。 (2) 政府間交渉会議の結果概要や交渉テキストの主な内容などは、厚労省や外務省のホームページに記載されており、どこまで記載するかは相手国政府との交渉もあることから国が判断すべきものである。	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 こども政策推進担当課長

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第 18 号 少子化対策の財源について抜本的見直しを求める日本国政府への意見書の提出を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 少子化対策の抜本的な見直しを求める意見書を国へ提出してください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年4月17日	1 審査経過 令和6年6月18日 令和6年10月8日 令和6年12月4日 令和7年3月10日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 少子化対策の財源について、国のこども未来戦略では、歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないこと及び消費税などにおいて、こども・子育て関連予算充実のための財源確保を目的とした増税はしないことが示されている。 また、こども未来戦略の基本理念の一つである若い世代の所得を増やすことについては、雇用の安定と質の向上を通じた雇用不安の払拭に向けた実効性ある取組を進めることなども示されているところである。	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 養育支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第 23 号 ヤングケアラー実態調査方法に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 江東区で実施したヤングケアラーを発見するための調査方法を見直し、江戸川区で行われた調査方法を参考にし、再調査をするよう区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 6 年 5 月 30 日	1 審査経過 令和 6 年 6 月 18 日 令和 6 年 10 月 8 日 令和 6 年 12 月 4 日 令和 7 年 3 月 10 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 令和 4 年度に初めて実施した実態調査は、家族や兄弟のお世話をしている小中高生の割合など本区におけるヤングケアラーの傾向を把握することを目的に、無記名式の WEB アンケート方式で実施したものであり、個人を特定する主旨のものではない。本区と江戸川区では調査の目的や性格が異なり、またそれぞれにメリット・デメリットが存在することから、一概に調査の比較検討はできないものと認識している。なお、令和 6 年 6 月 12 日施行の改正子ども・若者育成支援推進法において、ヤングケアラーの定義や支援対象年齢が明記されたほか、基礎自治体がヤングケアラーの把握と支援に努めることとされたことから、今後実施する調査方法については国からの通知等に基づき検討していく。	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

健康部 保健予防課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第 47 号 自己増殖型コロナワクチン（レプリコンワクチン）の使用中止を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 令和 6 年 10 月から始まる新型コロナワクチン定期接種に使用されている自己増殖型 mRNA ワクチン（レプリコンワクチン）については、他国では認可されていないワクチンであり、使用中止を求めます。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 6 年 9 月 10 日	1 審査経過 令和 6 年 10 月 8 日 令和 6 年 12 月 4 日 令和 7 年 3 月 10 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、令和 6 年 4 月 1 日を以て予防接種法上の取り扱いが、接種の努力義務がある特例接種から、努力義務がなく個人の疾病予防が目的の B 類疾病に切り替わったところである。 また、令和 6 年度の新型コロナウイルスワクチン接種については、5 つの会社の製品が厚生労働省の審査を経て承認されており、どの製品を使うかは主治医と被接種者が十分な説明と同意のもとで選択するものである。 いずれの製品も正式な手続きを経て国に承認されたものであり、区としては特定の製品を排除する考えはない。	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 こども家庭支援課
こども未来部 保育政策課
こども未来部 保育支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第 55 号 保育・教育の充実を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 以下の事項について、区に働きかけてください。 (1) 地域の保育水準となる公立保育園の縮小や民営化をこれ以上進めないでください。 (2) 江東区独自の施策として、1 歳児をはじめ、すべての年齢の職員配置基準をさらに改善してください。 (3) 0 歳児保育の実施に関わらず、すべての保育園で、看護師を配置している場合には補助をつけてください。 (4) 私立認可保育所の欠員補助を 3 月まで延長してください。 (5) 認証保育所の定員割れ対策として、欠員補助を実施してください。 (6) 未就園児の定期預かり事業において、安全な保育が保障されるよう職員の配置基準を引き上げてください。	1 審査経過 令和 6 年 10 月 8 日 令和 6 年 12 月 4 日 令和 7 年 3 月 10 日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1) 保育定員の見直しなど、現在の入所状況や将来的な保育需要等を踏まえた規模の見直しを行っていく。第三次民営化計画に基づき令和 10 年 4 月に 1 園を民営化することが決定しており、現計画を取りやめる予定はない。 (2) 職員配置基準は国が設定すべきであり、区独自の基準は設けない。国は、令和 7 年度以降に 1 歳児の職員配置基準を改善すると示しており、国の動向等を注視し、変更があれば適切に対応する。 (3) 0 歳児保育では、健康観察や医師との連携が特に重要なため、看護師配置に対して補助を実施している。東京都の補助も同様の趣旨で行われており、現時点では医療的ケア児の受入れ以外での看護師配置の補助は考えていない。 (4) 認可保育所で欠員が出た場合、特に定員を満たしにくい 4 月から 9 月まで欠員児童に係る経費を補助している。また、利用定員制度を活用し、余剰人員の適切な活用と委託費の支払いによる園運営の安定化に取り組んでおり、欠員児童に係る経費の補助期間の延長は予定していない。	

(7) 未就園児の定期預かり事業の対象施設として認証保育所及び地域子育て支援団体を認めてください。 (8) 地域で子育て支援活動を行っている非営利法人を、江東区の子育て支援事業の補完的役割をしてきた団体として認め助成をしてください。 (9) 地域児童館の縮小廃止は、進めないでください。 (10) 子どもの文化・芸術の活動センターの建設を進めてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年9月10日	(5) 認証保育所は随時入所希望者を募集し、受け入れることが可能なため、欠員補助を行うことは想定していない。運営費の賃借料加算や処遇改善加算は都の補助要項等に基づき支給単価が定められており、変更予定はない。また、一時保育の利用料は運営主体が独自に確保するため、補助を行う考えはない。 (6) 職員配置基準の変更を区独自で行う考えはないが、事業の実施に当たっては、こどもの安全を十分に配慮した受入れ体制を検討する。 (7) 未就園児の定期預かり事業を試行実施しているところであり、現時点で認証保育所や地域子育て支援団体に対象を広げる予定はないが、令和8年度から本格実施する国のこども誰でも通園制度の検討状況を注視し、検討していく。 (8) 令和7年度より、区内でこどもや子育て家庭を支援する活動を行うNPOやボランティア団体等を対象に、その活動経費を助成する事業を開始した。 (9) 「児童館に関する運営方針」は、行財政改革計画に基づく取り組みとして、限られた行財政資源を効率的・効果的に活用することを踏まえて令和3年2月に改正し、その後の社会状況の変化を踏まえ、令和7年3月に再度改正を行った。 本方針は、児童館の縮小・廃止を進めるための方針ではなく、乳幼児から小学生、中高生世代までの切れ目のない支援を目指す方針であり、今後も引き続き本方針に則って、こどもの居場所としての児童館運営に取り組んでいく。 (10) 区内に児童会館及び児童館を新たに整備するという計画はないが、「児童館に関する運営方針」に基づき、乳幼児から小学生、中高生世代までの切れ目のない支援に取り組んでいく。	
--	--	--

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 養育支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第 63 号 「NPO 法人子育てサロンすくすく」を国の勧める地域子育て支援拠点事業の一つとして区が認め適用することを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 「NPO 法人子育てサロンすくすく」を国の勧める地域子育て支援拠点事業の一つとして区が認め適用するよう区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年11月19日	1 審査経過 令和6年12月4日 令和7年3月10日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 現在、区内8か所に子ども家庭支援センターを整備し、地域子育て支援拠点事業を実施しているほか、児童館及び一部の私立認可保育園等計28か所でも運営を行っている。なかでも、子ども家庭支援センターでは、相談支援を行う利用者支援事業と一体的に実施することで福祉・保育専門職による利用者に寄り添った質の高いきめ細やかな相談支援体制の構築に取り組んでいる。 区では、公の施設において公募により指定された事業者により、他の事業と併せて包括的に運営する方針としており、国の要綱や実施要件に合致している団体ということのみをもって区の地域子育て支援拠点事業と位置づける考えはない。地域の子育て支援団体との関係性においては、地域子育て支援拠点事業の事業委託のみに拘らず、団体との事業連携や協業の在り方を模索しながら、区の子育て支援体制の更なる強化に向けて取り組んでいく。	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

生活支援部 保護第一課
生活支援部 保護第二課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7 陳情第4号 生活保護基準額を引き上げを求める意見書提出の陳情 2 請願・陳情の趣旨 生活保護基準額を物価高に見合うよう10%以上引き上げを求める意見書を、国に提出してください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和7年1月20日	1 審査経過 令和7年3月10日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 本陳情で引上げが求められている生活保護基準については、社会保障審議会に設置された生活保護基準部会における専門的かつ科学的見地からの検証を踏まえ、国が必要に応じて改定を行っている。 直近では令和4年度において見直しがなされたが、見直しの際に用いた令和元年の全国家計構造調査の結果以降、物価上昇の影響等について見極めが困難であったことから、令和5年度及び令和6年度の当面2年間の臨時的・特例的な対応として、1人当たり月額1,000円を加算するとともに、加算を行ってもなお減額となる世帯には、現行の基準額を保障することとされ、本区においても特例加算等を行っているところである。 令和7年9月でその対応が終わることから、令和6年度、国は、令和7年度及び令和8年度の当面2年間の臨時的・特例的な措置として、1人当たり月額1,500円を加算するとともに、加算を行ってもなお減額となる世帯には、従前の基準額を保障することに決めたところである。 なお、令和9年度以降の生活保護基準については、生活保護基準部会での検証が1年前倒しで令和8年度に実施されることとなっている。	